

## 令和8年第3回芳賀町教育委員会会議録

- |   |      |              |    |     |
|---|------|--------------|----|-----|
| 1 | 期 日  | 令和8年3月9日（月）  |    |     |
| 2 | 場 所  | 芳賀町役場201会議室  |    |     |
| 3 | 開 会  | 午後1時30分      |    |     |
| 4 | 出席委員 | 教 育 長        | 大島 | 政春  |
|   |      | 教育長職務代理者     | 塩野 | 由子  |
|   |      | 委 員          | 山口 | 友也  |
|   |      | 委 員          | 小林 | 佐知子 |
|   |      | 委 員          | 渡辺 | 信夫  |
| 5 | 出席職員 | 学校教育課長       | 齊藤 | 和之  |
|   |      | 生涯学習課長       | 田中 | 一紀  |
|   |      | 学校教育課学校教育係長  | 松本 | 薫   |
|   |      | 学校教育課課付係長    | 涌井 | 俊裕  |
| 6 | 書 記  | 学校教育課課長補佐兼係長 | 荒井 | 史子  |
| 7 | 議 題  |              |    |     |

### (1) 審議事項

- 報告第2号 区域外就学について
- 議案第5号 芳賀町立小中学校管理規則の一部改正について
- 議案第6号 芳賀町教育委員会規則等で定める様式における公印の押印の特例に関する規則の制定について
- 議案第7号 芳賀町立小中学校文書取扱規程の一部改正について
- 議案第8号 芳賀町学校給食費無償化事業実施補助金交付要綱の制定について
- 議案第9号 芳賀町学校給食食材高騰対策補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第10号 芳賀町学校給食費補助金交付要綱の廃止について
- 議案第11号 芳賀町総合情報館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について
- 議案第12号 芳賀町就学援助費交付要綱の一部改正について
- 議案第13号 芳賀町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
- 議案第14号 芳賀町ラーケーション実施要項の制定について
- 議案第15号 学校における働き方改革推進計画の策定について
- 議案第16号 令和8年度芳賀町立小中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第17号 芳賀奨学金選考委員の委嘱について
- 議案第18号 芳賀町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第19号 芳賀町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第20号 令和8年度芳賀町小中学校県費負担職員の異動について

(2) 協議事項

なし

8 議事の内容

| 発言者   | 内 容  |
|-------|--|
| 大島教育長 | <p>ただ今の出席委員は、4人です。<br/>定足数に達しておりますので、これから令和8年第3回芳賀町教育委員会会議を開会します。<br/>会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員全員  | <p>異議なし。</p>   |
| 大島教育長 | <p>異議なしと認めます。<br/>従って会期は、本日1日と決定しました。<br/>芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員全員  | <p>異議なし。</p>   |
| 大島教育長 | <p>異議なしと認めます。<br/>従って前回の会議録は、承認されました。<br/>会議録署名委員の指名を行います。<br/>会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、渡辺信夫委員にお願いします。<br/>教育長事務報告を行います。<br/>&lt;資料に基づき報告を行った&gt;</p>  |
| 大島教育長 | <p>それでは議事に入る前に報告第2号については個人情報が含まれているため、議案第16号から20号につきましては人事に関する事案であるため非公開としてよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員全員  | <p>異議なし。</p>   |
| 大島教育長 | <p>それでは非公開とさせていただきます。これから議事に入ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p> </div> |
| 大島教育長 | <p>続きまして、議案第5号 芳賀町立小中学校管理規則の一部改正についての件を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。</p>   |
| 荒井書記  | <p>(議案朗読)</p>  |
| 大島教育長 | <p>提案理由の説明を求めます。齊藤課長お願いします。</p>  |
| 齊藤課長  | <p>こちらは、小中学校の管理運営の基本的事項に関する規則となります。<br/>この中におきまして、感染症による児童生徒の出席停止について</p>  |

| 発言者   | 内 容   |
|-------|---|
|       | <p>規定されていなかったことが判明いたしたため、これを改めるものです。</p> <p>具体的には、第9条に「校長は児童生徒が感染症にかかり、もしくはそのおそれのあるときは、その保護者に対して出席停止を命ずることができる。」という規定を追加し、「出席停止を命じた場合には速やかに教育委員会に報告しなければならない。」とするものです。これにより現在の9条を9条の2に繰り下げています。説明は以上です。</p> |
| 大島教育長 | <p>ただいまの説明について質疑はありませんか。</p>  |
| 小林委員  | <p>感染症というのは、どういったものが対象となるのでしょうか。</p>  |
| 齊藤課長  | <p>法定感染症ということで、学校保健法に規定されているものになります。例えばインフルエンザやコロナもそうです。</p>  |
| 塩野委員  | <p>それでは、法定感染症と書いた方がいいのではないのでしょうか。</p>   |
| 齊藤課長  | <p>そのことについては、学校保健法に位置づけてありますので、ここでは細かく表記はしていません。そのことについて町の管理規則として反映されていなかったため、今回新たに明記するものです。</p>  |
| 大島教育長 | <p>他に質疑はありませんか。</p>   |
| 委員全員  | <p>(質疑なし。)</p>  |
| 大島教育長 | <p>質疑なしと認めます。これから議案第5号 芳賀町立小中学校管理規則の一部改正についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員全員  | <p>異議なし。</p>  |
| 大島教育長 | <p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第6号と議案第7号は、公印省略に関する例規の改正です。改正趣旨が同様のため、一括審議としたいと考えますがよろしいでしょうか。</p>   |
| 委員全員  | <p>異議なし。</p>  |
| 大島教育長 | <p>それでは、議案6号 芳賀町教育委員会規則等で定める様式における公印の押印の特例に関する規則の制定について及び議案第7号</p>  |
|       | <p>芳賀町立小中学校文書取扱規程の一部改正についての件を議題といたします。</p>  |
|       | <p>事務局に議案を朗読させます。</p>   |
| 荒井書記  | <p>(議案朗読)</p>   |
| 大島教育長 | <p>提案理由の説明を求めます。齊藤課長お願いします。</p>   |
| 齊藤課長  | <p>この2件の議案は、業務効率化や社会の変化に対応した迅速な意思決定及びオンライン手続きの利用拡大を目指すため、文書に押印する公印の省略の範囲を拡大することを目的に、町の文書取扱規程</p>  |

| 発言者                             | 内 容  |
|---------------------------------|--|
| <p>大島教育長<br/>委員全員<br/>大島教育長</p> | <p>が改正されることに伴いまして、教育部委員会の文書においても同様の扱いとするために、必要な規則制定などを行うものです。資料の別紙3をご覧ください。</p> <p>こちらは議案第6号の関係になります。教育委員会で扱う文書等は芳賀町の文書取扱規則のルールを準用すると定められていますので、町の規制が改正されたと同時に自動的に教育委員会の方も改正されることにはなりますが、今回の改正に基づいて、教育委員会の例規上、押印欄を設けている様式について、押印の省略ができるようにするための改正になります。別紙3の1枚目をご覧ください。教育委員会の規則等で定める様式に関わらず様式の印という欄を消して公印等の押印をしないで施行することができるということで、様式に印と書いてあっても、文書によっては省略することができるということを定めるものです。</p> <p>続きまして議案第7号の改正ですが、こちらは別紙の4をご覧ください。</p> <p>議案第7号は、小中学校で扱う文書につきましては、先程ご説明した町の文書取扱規程、教育委員会の文書取扱規程とは別に小中学校文書取扱規程というものが定められています。</p> <p>こちらの小中学校で扱う文書についても他の公文書と同じように公印を省略することができるようにするための改正を行うものです。</p> <p>併せて、現在の規定の中で、文言が現行の例規上合わないというものについて一部改正するものです。別紙4の1枚目の中程第14条、こちらが改正の主なものとなります。</p> <p>「施行する文書には公印及び契印を押印しなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当しない文書は、公印の押印を省略することができる。」とし、(1)法令等により、公印等を押印することが義務づけられている文書、(2)許可認可等の行政処分に関する文書、(3)相手方の権利義務又は法的地位に大きな影響を及ぼす文書、(4)儀礼的に公印等を押印すべき文書、こちらは卒業証書ですとか表彰状が該当します。(5)事実証明に関する文書、(6)前各号に掲げるもののほか、公印等の押印が特に必要だと校長が認めた文書、こちらに該当するものは省略できませんが、これ以外のものは軽微なものと考えて、公印を省略することができるように定めるものです。説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし。)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第6号 芳賀町教育委員会規</p> |

| 発言者           | 内 容  |
|---------------|--|
| 委員全員<br>大島教育長 | 則等で定める様式における公印の押印の特例に関する規則の制定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。   |
|               | 異議なし。  |
| 委員全員<br>大島教育長 | 異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第7号 芳賀町立小中学校文書取扱規程の一部改正についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。   |
|               | 異議なし。  |
| 委員全員<br>大島教育長 | 異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第8号から議案第10号までは、給食費無償化に関する例規の制定改廃です。関連した内容であることから一括審議としたいと考えますがよろしいでしょうか。   |
|               | 異議なし。  |
| 委員全員<br>大島教育長 | それでは、議案第8号 芳賀町学校給食費無償化事業実施補助金交付要綱の制定について、議案第9号 芳賀町学校給食食材高騰対策補助金交付要綱の一部改正について及び議案第10号 芳賀町学校給食費補助金交付要綱の廃止についての件を議題といたします。  |
|               | 事務局に議案を朗読させます。   |
| 荒井書記          | (議案朗読)   |
| 大島教育長         | 提案理由の説明を求めます。齊藤課長お願いします。   |
| 齊藤課長          | はい。令和8年度から小中学校の給食費無償化を実施するため必要な要綱の制定などを行うものです。資料の別紙5をご覧ください。こちらは議案第8号として新たに定める要綱の全文でございます。国県の補助を受けて実施する給食費の補助につきまして、国県が示す基準額、小学生は月額5,200円、中学生は月額5,900円を学校長に支給することを定める要綱となります。第3条、学校給食費無償化の対象となるものは町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者となります。3条の2、前項の規定に関わらず生活保護法の支給を受けている場合には、対象者となることができないとしております。こちらは生活保護を受けている方は保護費から給食費が支払われておりますので、そちらの扶助費が優先されるということになっているものです。その他の児童生徒の皆さんは、町の方から学校長に支払うことで給食費を賄うというものです。<br>第4条では、補助金の申請者として、この補助金の交付を受けることができるものは、学校給食の提供を行う学校の校長としております。第5条では、先ほどの月額を金額を示しています。1食当たりの金額についても月額を割り戻した金額で、小学生260円、中学生 |

| 発言者                                      | 内 容   |
|--|---|
| <p>大島教育長<br/>委員全員<br/>大島教育長<br/>齊藤課長</p> | <p>295円としています。その他、第7で概算払いについて規定しています。要綱については以上となります。</p> <p>続いて議案第9号です。資料6をご覧ください。こちらはこれまでも行っております物価高騰対応の上乗せ補助についてです。先程の例規では、小学生5,200円までしか補助しませんが実際の給食費は小学生が6,100円かかっています。その差額について町から交付するものです。現在、1,400円を上乗せしていますが国の基準額5,200円に、あと900円を上乗せすれば6,100円の給食費が賄えますので、小学生については月額900円、中学生については同様の考え方で、月額1,200円に改めて、町から学校に上乗せ補助という形で出すものです。</p> <p>先程の議案第8号と議案第9号、この2件の規定によりまして、小学校で1人当たり月額6,100円、中学校で7,100円の給食費全額が実質無償化できるものです。</p> <p>続けて、別紙7をご覧ください。こちらは今年度まで実施しております町の学校給食費補助金、第一子1,000円、第二子半額、第三子全額の給食費の補助を、全員が無償化の対象となることから、交付要綱が不要となりますので廃止するものです。説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし。)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、初めに議案第8号 芳賀町学校給食費無償化事業実施要綱の制定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| <p>委員全員</p>                              | <p>異議なし。</p>  |
| <p>大島教育長</p>                             | <p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第9号 芳賀町学校給食食材高騰対策補助金交付要綱の一部改正についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| <p>委員全員</p>                              | <p>異議なし。</p>  |
| <p>大島教育長</p>                             | <p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第10号 芳賀町学校給食費補助金交付要綱の廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| <p>委員全員</p>                              | <p>異議なし。</p>  |
| <p>大島教育長</p>                             | <p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第11号 芳賀町総合情報館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定についての件を議題といたします。事務局に議案を朗</p>   |

| 発言者   | 内 容  |
|-------|--|
| 荒井書記  | 読させます。   |
| 大島教育長 | (議案朗読)   |
| 田中課長  | 提案理由の説明を求めます。田中課長お願いします。   |
|       | <p>本案件は、芳賀町総合情報館において新たに雑誌スポンサー制度を導入するため実施要綱を制定するものです。雑誌につきましては、常に最新の情報を利用者に提供するものとして多くの方に利用していただいております。しかしながら、昨今限られた財源の中で資料の充実を図っていくことが課題になっておりました。</p> <p>今回、町内事業者等を対象に、雑誌の購入費を負担していただくことで、代わりに当該雑誌のカバー表面にスポンサー名、裏面に広告というような形で実施し、町としては資料の充実を図るとともに地域の事業者と連携することで、図書館運営の推進を図っていくものです。提案理由の説明は以上になります。審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 大島教育長 | ただいまの説明について質疑はありませんか。  |
| 小林委員  | 雑誌は選べるのですか。  |
| 田中課長  | はい。選べます。   |
| 塩野委員  | 町の企業にはどのように声をかけていくのでしょうか。  |
| 田中課長  | そうですね。法人がメインとなりますが、工業団地の企業、商工会の事業者には直接チラシ等を配布します。  |
| 塩野委員  | こういうことは他の自治体でも実施していますか。  |
| 田中課長  | 県内でもいくつか実施しています。小山市や真岡市など。事例は増えてきているところです。   |
| 大島教育長 | 他に質疑はありませんか。   |
| 委員全員  | (質疑なし。)  |
| 大島教育長 | 質疑なしと認めます。これから議案第11号 芳賀町総合情報館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。   |
| 委員全員  | 異議なし。  |
| 大島教育長 | 異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第12号 芳賀町就学援助費交付要綱の一部改正についての件を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。  |
| 荒井書記  | (議案朗読)   |
| 大島教育長 | 提案理由の説明を求めます。齊藤課長お願いします。   |
| 齊藤課長  | 別紙9をご覧ください。  |
|       | <p>こちらは、事務の効率化と手続きの簡略化を図るために要綱の一部を改正するものです。具体的には、援助が必要な準要保護児童生徒に対して、学校を経由して対象者に援助費を支払っていますが、これ</p>   |

| 発言者                    | 内 容  |
|------------------------|--|
| 大島教育長<br>委員全員<br>大島教育長 | <p>までは保護者に受領書の提出を求めていました。これを学校から保護者に支給明細書として通知することで、その支給の確認に代えることができるよう要綱を改めるものです。説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明について質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし。)</p> <p>それでは質疑なしと認めます。これから議案第12号 芳賀町就学援助費交付要綱の一部改正についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員全員<br>大島教育長          | <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。続いて第13号 芳賀町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正についての件を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。</p>   |
| 荒井書記<br>大島教育長<br>齊藤課長  | <p>(議案朗読)</p> <p>提案理由の説明を求めます。齊藤課長お願いします</p> <p>別紙10をご覧ください。先程の議案第12号と同内容の改正となります。特別支援学級に在籍するお子さんに就学奨励費を支給しています。こちらにつきましても、事務の効率化と手続きの簡略化を図るために、要綱に定める様式の一部を改正するものです。</p> <p>具体的には、就学奨励費について保護者の受領印を求める様式となっておりますが、こちらを学校から個人の銀行口座への振込記録の写しをつけることで、受領印に代えることができるよう文言を追加するものです。</p> <p>先程の議案第12号と第13号で違う点としましては、こちらの特別支援奨励費の支給要綱につきましても、国から補助金をもらっている都合上、ある程度様式が定まっているものですので、大きく変えるものではありません。説明は以上です。</p> |
| 大島教育長<br>委員全員          | <p>ただいまの説明について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし。)</p> <p>質疑なしと認めます。これから議案第13号 芳賀町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員全員<br>大島教育長          | <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第14号 芳賀町ラーケーション実施要項の制定についての件を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。</p>  |
| 荒井書記<br>大島教育長<br>齊藤課長  | <p>(議案朗読)</p> <p>提案理由の説明を求めます。齊藤課長お願いします。</p> <p>別紙11をご覧ください。先月の定例会でラーケーションの実施</p>   |

| 発言者  | 内 容   |
|--|---|
| <p data-bbox="199 365 368 398">大島教育長</p> <p data-bbox="199 465 336 499">齊藤課長</p> | <p data-bbox="446 168 1469 349">につきましては議決いただいたところです。今回、実施の目的や内容の詳細を定めた実施要項を制定するものです。内容につきましては先月ご説明をさせていただいたとおりとなっています。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p data-bbox="446 365 1469 450">前回管理規則の話が出ましたが、それに定めずに要項にする理由について説明をお願いします。</p> <p data-bbox="446 465 1469 1084">このラーケーション自体はもう既に学校の方で、校長の権限として認められている部分で、今回定めるべきものはその実施の具体的な内容レベルで済んでいるということになりますので、管理規則、要綱として定めるよりは、要項として詳細な部分を定めたというものです。管理規則には、忌引き・出停等という扱いがあって、その「等」の中で、校長が認めたものということで、このラーケーションを読み込むという視点で要項という形で示させていただいたものになります。要項を見ていただきますと、1は目的としております。中央教育審議会の答申として、令和3年1月にこれからの時代に求められる資質能力の育成を図るために、主体的に課題を解決しようとする探究的な学びや様々な体験活動、地域の自然資源を活用した教育活動及び家庭や地域と連携協働しながら、社会への関心を高めることの重要性が指摘されています。</p> <p data-bbox="446 1099 1469 1375">このような状況下各家庭においても、児童生徒がそれぞれの興味関心に応じた体験的探究的な活動を通して学びを深めたり、家族とのコミュニケーションを通して自己のあり方や生き方を考えたりする機会を設けやすくすることによりまして、学校教育の場に限らず、生涯を通じて広く学び続けようとする意欲を育む一助とすることを目的としています。</p> <p data-bbox="446 1391 1469 1621">対象は町内小中学生で、実施は4月1日からです。内容としましては、(1)児童生徒が保護者などとともに、平日に家庭や地域等の郊外で行う体験活動を企画実施する場合に、事前に学校長の許可を得て年度内最大3日の範囲内において、児童生徒の出席を要しない日とすることができる。</p> <p data-bbox="446 1637 1469 1722">なお、保護者等とは原則父母等の保護者を指すが祖父母や兄弟等の保護者が同意した成人や養護施設長を含むものとしております。</p> <p data-bbox="446 1738 1469 1919">(2)ラーケーションを取得することができない日として、4月の始業期、3月の終業期、入学式・卒業式等の式典の日、定期テスト及び学力調査の日、その他教育委員会又は学校が定める日、こちらについてはラーケーションの取得ができないと規定しています。</p> <p data-bbox="446 1935 1469 2020">また、取得することが望ましくない日も設定しております。学校行事日及びその前1週間、その他教育委員会及び学校が定める日、こち</p> |

| 発言者   | 内 容   |
|-------|---|
|       | <p>らを示したいと思います。</p> <p>申請方法ですが、取得1週間前までにラーケーションカードというものを記入していただいて、学校に申請していただきます。具体的な計画内容や実施した後の報告、こちらの提出は原則不要としています。(6) その他といたしまして、病欠による欠席同様、ラーケーションによる特別な学習上の対応等はしないということで統一しています。裏面をご覧ください。出席簿上は出席停止・忌引き等としてカウントすることにしております。</p> <p>学校ではこのラーケーションカードを年度内保管して、取得状況を把握するというので、何件ぐらい取得されたのか集計していきたいと考えています。以上です。</p> |
| 大島教育長 | <p>ただいまの説明について質疑はありませんか。</p>  |
| 山口委員  | <p>申請された場合は、基本的に全部認める形になりますか。</p>   |
| 齊藤課長  | <p>取得することができない日としている日に対して申請された場合には、学校長が許可しないということになります。また、あくまで友達同士でというのは認めていません。保護者などとともに、家庭単位で実施する校外で行う体験活動としています。</p>   |
| 山口委員  | <p>特別な学習上の対応を行わないというのはどういうことでしょうか。</p>  |
| 齊藤課長  | <p>これは補修等を行わないということです。</p>  |
| 小林委員  | <p>質問ではないのですが、できるだけ早い段階でこのラーケーション制度について保護者に通達していただけるといいと思います。</p>   |
| 齊藤課長  | <p>学校にも準備をお願いしまして、早期に保護者に通知するようにします。</p>  |
| 大島教育長 | <p>他にいかがですか。</p>  |
| 塩野委員  | <p>望ましくない日というふうに書かれていますが、これは取得することはできるということでしょうか。</p>   |
| 齊藤課長  | <p>ここは自主性に任せたいと思います。学校の方としては、なるべく取らない方がいいのですが、そこに取りたいという申請が上がってくれば、学校としては認めざるを得ないのかなと思います。</p>  |
| 塩野委員  | <p>曖昧なので理解しづらいかなと感じました。</p>   |
| 齊藤課長  | <p>どこまでが学校行事なのかということもありまして、この行事日をどう捉えるかということで取れる日が少なくなってしまうということもあると思います。</p>   |
| 小林委員  | <p>例えば運動会の1週間前にどうしても保護者の方が取りたいとなれば、それは仕方ないということになりますか。</p>  |
| 大島教育長 | <p>校長会ではどうでしたか。</p>   |
| 齊藤課長  | <p>校長会では、この2つに分けることを了承していただきました。他</p>   |

| 発言者   | 内 容   |
|-------|---|
|       | <p>の自治体だと取得することができない日だけで、学校行事の日とその前1週間あたりが入っている場合と入っていない場合とがあります。融通の利く期間を入れた方がいいのかなということで考えています。</p>  |
| 大島教育長 | <p>あえて(3)を飛ばして、学校行事日及びその前1週間を取れない日としてしまうということも考えられますか。</p>  |
| 小林委員  | <p>そうすると学校行事を全部ピックアップしなければならないということになりますか。</p>  |
| 渡辺委員  | <p>はっきりさせるには、取得することができない方に入れた方がいいのかもしれませんが、そうすると学校行事日を示さなければならないですね。</p>  |
| 大島教育長 | <p>そうすると、(3)を取ってしまっ、行事とかその前1週間は各学校が定める日として読んでもらえばいいということになりますね。行事と名のつくもの全てではなくて、学校がこれはという指定の仕方をすればという読み方ができるかなと思います。</p>  |
| 齊藤課長  | <p>そうすると、例えば運動会とその前1週間は休んで欲しくないという学校の方が考えれば、それはカレンダーに取得できない日として設定してもらおうとということになります。</p>   |
| 松本係長  | <p>学校に任せてもいいと思いますが、学校によって差異が出る恐れがあります。行事の種類がどこまでという問題もあります。大きい行事だと体育祭とか宿泊を伴う行事というのが各学校にありますので、その1週間前となると取れる日が限定されてきます。他に部活動の新人戦等があるとほとんど取得できる日がないという可能性が高くなります。春日井市では、運動会、文化祭の規定はありますが、学校行事がある日としています。学校行事の1週間前というのはないです。ラーケーションを使って休むということで考えるのであれば、何週間前というのははずして、その学校行事の日とすれば、あまり限定はされず、学校間の差異もあまり出ないのかと思われま。</p> |
| 齊藤課長  | <p>学校が定める日というのは、今出たような宿泊を伴う行事、運動会、体育祭、文化祭、授業参観など、ある程度対外的な行事を想定していますということで学校に示して、その考えをベースに各校で判断してくださいという形になるかと思えます。</p>  |
| 山口委員  | <p>その前1週間というのは考えなくていいですか。</p>   |
| 齊藤課長  | <p>それも含めて、学校が判断するというにしたいと思えます。児童生徒が欠席するのが好ましくないと判断されるのであれば、概ね1週間前とかそういう設定もできますということで、学校には周知したいと思えます。</p>  |
| 山口委員  | <p>(3)はなしということですか。</p>  |

| 発言者                   | 内 容   |
|-----------------------|---|
| 齊藤課長<br>大島教育長         | <p>そうですね。削除します。</p> <p>(2)のオについては、学校と打ち合わせをして、一定性を持たせた内規等を持つような形がいいかもしれません。</p>   |
| 齊藤課長<br>大島教育長<br>委員全員 | <p>学校には4月以降に示す方向で進めます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>(質疑なし。)</p>  |
| 大島教育長                 | <p>質疑なしと認めます。それでは、これから議案第14号 芳賀町ラーケーション実施要項の制定についての件を採決いたします。原案の4の(3)を削除及びこれに関する内容については校長会にある程度町内の学校が同一歩調で進めるような原案を考えていただいて、共通理解を図っていただき、それに基づいて判断するとなりましたが、そういった方向ということで改正して決定するという事によるのでしょうか。</p>                               |
| 委員全員<br>大島教育長         | <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。従って今申し上げたとおり改正の方向で可決されました。続きまして議案第15号 学校における働き方改革推進計画の策定の件を議題といたします。事務局に議案を朗読させます</p>   |
| 荒井書記<br>大島教育長<br>齊藤課長 | <p>(議案朗読)</p> <p>提案理由の説明を求めます。齊藤課長お願いします。</p> <p>別紙12をご覧ください。こちらは、町の方で定めようとしている学校における働き方改革推進計画です。国において、令和7年の6月に公立の義務教育小学校等の職員の給与等に関する特別措置法等の改正が行われまして、各教育委員会においてこの計画の策定、公表、そして総合教育会議への報告が義務付けられたところであります。</p>                     |
|                       | <p>併せて、講ずべき措置に関する指針の内容も改定されましたことから、令和4年から令和8年度までを計画期間としている第2期の計画をこのタイミングで全面改定いたしまして、新たに策定するものです。内容としましては、教職員が心身共に健康で生き生きとやりがいを持ちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができる環境を整備することにより、本町における教育の質の更なる向上を図ることを目指して、学校における働き方改革を推進するための計画としております。</p> |
|                       | <p>計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となっています。計画の内容を説明いたします。3ページをご覧ください。この計画では目標値を定めています。1.休みの取りやすい環境整備をして年間の年次休暇の取得日数15日を目指す。下に13日とあるのが令和7年度の現状です。2.ストレスチェックにおける高スト</p>   |

| 発言者   | 内 容   |
|-------|---|
|       | <p>レス者の割合を10%まで減少させる。現状11.8%となっているのを10%以下に減少させるという内容となっています。時間外在校時間に関する目標は、教職員の時間外在校時間を1ヶ月当たり45時間以内、年間で合計360時間以内とする、もう一つは教職員の時間外在校等時間が1ヶ月当たり80時間を超える教員の割合を9年度までに0%にするというものです。こちら時間外の在校時間につきましては、2ページに現状を載せています。現在、平均すると小学校で34時間、中学校48時間となっています。中学校は部活動の対応があるというのが大きな要因となっています。その中で、月45時間を上回る教職員は小学校で22%、中学校で46%います。さらには80時間を上回っている教職員も小学校で1.7%、中学校で14%となっています。こちらは、小中学校とも月当たり45時間以内、また80時間を超えている職員の割合をゼロにするというのを目標としています。</p> <p>続けて4ページをご覧ください。4ページ以降は、この目標を達成するために、学校と学校以外が担うべき業務の内容と取り組み方針について具体的に記載をしています。7ページ、8ページには学校側が学校内部で取り組むべき内容というのを記載しています。このような具体的な取り組みによって、この数値目標を達成していくという計画になっています。説明は以上です。</p> |
| 大島教育長 | <p>ただいまの説明について、質疑はありませんか</p>  |
| 渡辺委員  | <p>5ページの(5)、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求、学校では対応が困難な家の対応で、町教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設定を検討するとなっていますが、実際にもう実施しているのではないですか。</p>   |
| 齊藤課長  | <p>学校からどのぐらい案内しているのかは分かりませんが保護者にも周知をしています。</p>  |
|       | <p>この計画書は、県の策定した働き方推進計画をベースにしています。県の教育委員会と町の設定が全く違うものというわけにはいきませんので、更に県は国の指針をベースに作っていることもありますので、そこに町独自の状況なども入れながら作り上げたという経緯があります。</p>   |
| 委員全員  | <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし。)</p>  |
|       | <p>質疑なしと認めます。これから議案第15号 学校における働き方改革推進計画の策定の件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員全員  | <p>異議なし。</p>  |

| 発言者            | 内 容   |
|----------------|---|
| 大島教育長<br>大島教育長 | <p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律<br/>第14条第7項の規定に基づき非公開</p> </div> |
| 大島教育長          | <p>以上で議事は終了となります。慎重なご審議ありがとうございました。その他といたしまして、委員の皆様から協議事項などありましたらご発言願います。</p>   |
| 委員全員           | <p>(協議事項なし。)</p>  |
| 大島教育長          | <p>それでは、本日の教育委員会を閉じたいと思います。慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>次回は、4月16日(木)午前9時30分からとなります。</p>  |

9 閉 会 午後3時56分